

自主防災活動等助成事業のご案内

市町内会連合会では、町内会の自主防災活動の推進及び地域住民のより一層の防災意識の普及啓発を図ることを目的に、町内会が企画・実施する防災研修会や訓練等に対して、費用を助成する事業を行います。

1 申請できる団体

帯広市町内会連合会に加盟する地区連合町内会、単位町内会及びこれに準ずる団体で、既に自主防災組織を結成している、若しくは新たに自主防災組織を結成する町内会。

2 助成金額

1 団体あたり15,000円以内（助成件数50件程度）

3 対象経費

町内会等が企画・実施する防災訓練や講演会等に必要な経費又は物品購入の費用
（平成31年4月20日から令和2年3月31日までに実施した活動が対象です）

- 防災研修会の講師謝礼金、会場費用など
- 防災訓練、災害図上訓練を行うための資材購入など
- 応急手当訓練を行うための医療品の購入など
- 町内会の防災力を強化するための機材や備蓄品の購入など
- 防災意識啓発のために住民に配布する防災用品の購入など
- 炊き出し訓練で使用する食材の購入など

※ 炊き出し訓練以外の飲食に係る費用は、助成対象外です。
（研修終了後のレクリエーションに係る飲食代は対象外）

4 申請締切日

令和元年6月21日（金）（21日消印有効）

※助成枠に余裕があれば、締切日以降も受付します。

5 その他

(1) 申請を希望する町内会は、「令和元年度自主防災活動等助成事業申請書」に必要事項を記載の上、自主防災組織の結成が確認できる書類（自主防災組織規約、組織図、名簿等）、事業の概要が確認できる書類を添付し、下記まで提出願います。

(2) 助成決定の可否については、7月以降に申請者宛ての文書でお知らせいたします。

申請が多数の場合は、事務局において、申請内容や過去の交付状況などを勘案して決定します。

(3) 事業の終了後、決定通知時に送付する「令和元年度自主防災活動等助成事業実施結果報告書」に必要事項を記載の上、事業に要した費用が確認できる領収書等の写し、活動状況や購入物品の写真を添付し、下記まで提出願います。

事務局で内容を確認した後に助成金を入金します。



【問合せ・申込み先】 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市総務部総務課防災係(庁舎5階)

電話 65-4103 FAX 23-0151